

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1238号)

平成25年12月6日

横 情 審 答 申 第 1 2 3 8 号

平 成 2 5 年 1 2 月 6 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成25年3月15日中保護第4623号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市寿町特定番地寿町特定番地管理人宛 中区松影町特定番地特定建築物特定階の全ての女性の・委任状様式4 管理人宛特定法人所有 現在有効にかぎらず・同意書・保護費預かり依頼書・口座振替依頼書（支払方法変更依頼書）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市寿町特定番地寿町特定番地管理人宛 中区松影町特定番地特定建築物特定階の全ての女性の・委任状様式4 管理人宛特定法人所有 現在有効にかぎらず・同意書・保護費預かり依頼書・口座振替依頼書（支払方法変更依頼書）」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市寿町特定番地寿町特定番地管理人宛 中区松影町特定番地特定建築物特定階の全ての女性の・委任状様式4 管理人宛特定法人所有 現在有効にかぎらず・同意書・保護費預かり依頼書・口座振替依頼書（支払方法変更依頼書）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成25年1月10日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

実施機関は、本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件請求は、特定番地を名指しし、特定番地における個人が中区福祉保健センター保護課（以下「中区保護課」という。）に提出したとされる文書を請求しているものである。したがって、非開示決定を行えば本件申立文書が存在すること、すなわち特定番地における個人が生活保護を受給しているという事実を答えることになり、また、不存在による非開示決定を行えば本件申立文書が存在しないこと、すなわち特定番地における個人が生活保護を受給していないという事実を答えることになる。その結果、特定番地における個人に係る生活保護の受給の有無が明らかとなり、本件申立文書を開示したのと同様の効果が生じることとなる。
- (2) 特定番地における個人に係る生活保護の受給の有無についての情報は、特定の個人に関する情報であり、特定番地の対象者は極めて少数であることから、当該情報を開示することで、探索的な調査を行うことにより特定の個人が識別されるおそれ

がある。

また、特定の個人を識別することができない情報であったとしても、公にすることにより、なお特定の個人の権利利益を害するおそれがあることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

したがって、本件請求は条例第9条に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の全部開示を求める。申立人は個人情報求めておらず、第三者照会は不要である。特定番地は事業所であるから、個人名を黒塗りすれば本件申立文書を開示できる。
- (2) 特定階の女性は1人は申立人に対して情報開示請求に同行し、すでに見ている情報であり、委任状書いてと言われていたので今さら隠す必要はない。前特定部屋番号の住人、もう一人は申立人。
- (3) どちらかという、条例第7条第2項第2号はただし書イ・ウにあたると主張し、証人も事実もある。申立人が請求しているのは行政文書であり、職員の誰が何を書いたかの確認と件数、事実と違う部分の訂正、利用停止である。本件請求は、白紙委任状の強要による違法行為があるかどうかを調べてもらうためのものである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件請求に係る開示請求書の記載内容から、本件申立文書は、中区寿町に存在する二棟の建築物又は中区松影町に存在する一棟の建築物に入居する女性から中区保護課に提出された生活保護費の支給に係る文書である。

(2) 存否応答拒否について

ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適

用されるものであり、請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであるため、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

そのため、存否応答拒否を行うには、「特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること」及び「開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があること」の二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件申立文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護されるべき情報を明らかにしてしまうことになるとして、条例第9条に基づき、本件申立文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。

イ 条例第7条第2項第2号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。

ウ 本件請求は、開示請求書の「1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄に、「横浜市寿町特定番地寿町特定番地管理人宛 中区松影町特定番地特定建築物特定階の全ての女性の・委任状様式4」と記載し、特定番地に存在する特定建築物に入居する女性から中区保護課に提出された生活保護費の支給に係る委任状ほかの文書を請求しているものである。

エ これに対し実施機関は非開示理由説明書において、本件申立文書は「具体的には中区松影町・・・の女性から提出された書類」と説明し、また「対象者は極めて少数」と説明している。そこで、当審査会は本件請求に係る中区寿町の二棟の建築物における女性の入居状況について実施機関に確認したところ、現状の女性入居者は数人であって、本件請求当時も現状と変わらないとのことであった。また、中区松影町の一棟の建築物については、申立人は階数と女性である

ことを指定して本件請求を行っており、当該階には少数の部屋しか存在しないことが認められた。これらのことから、実施機関の「対象者は極めて少数」との説明は特段不合理ではないといえる。

オ そうすると、本件請求は、中区寿町及び松影町の特定番地における女性が生活保護を受給していることを前提として、本件申立文書の開示を求めるものであるから、特定の個人を名指しする記載はないものの、名指しして行われたのと同様の請求というべきである。そのため、本件請求に対して、開示決定又は非開示情報該当を理由とした非開示若しくは一部開示の決定を行った場合には、本件申立文書が存在すること、すなわち特定の個人が生活保護を受給しているという情報を明らかにすることとなる。また、不存在を理由とした非開示決定を行った場合には、特定の個人が生活保護を受給していないという情報を明らかにすることとなる。

このような情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。また、当該情報は同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

カ これらのことから、本件請求に対し開示決定、非開示情報該当を理由とする非開示若しくは一部開示の決定又は不存在を理由とした非開示決定をするだけで、特定の個人が生活保護を受給しているか否かという、非開示となる情報を開示したのと同様の効果が生じることとなる。

したがって、本件処分は存否応答拒否の要件を充足するというべきである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年3月15日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成25年4月18日 (第155回第三部会) 平成25年4月25日 (第227回第一部会) 平成25年4月26日 (第233回第二部会)	・諮問の報告
平成25年9月13日 (第241回第二部会)	・審議
平成25年10月11日 (第242回第二部会)	・審議
平成25年10月25日 (第243回第二部会)	・審議
平成25年11月8日 (第244回第二部会)	・審議